

岩手県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
横田ケアシステム株式会社	紫波郡紫波町桜町字三本木18番地	訪問看護ステーションピースハート	紫波郡紫波町桜町字三本木22番地 5	紫波郡紫波町桜町字三本木171番地	令和 7 年 2 月 18 日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
横田ケアシステム株式会社	紫波郡紫波町桜町字三本木18番地	訪問看護ステーションピースハート	紫波郡紫波町桜町字三本木22番地 5	紫波郡紫波町桜町字三本木171番地	令和 7 年 2 月 18 日